

栃木県知事 福田富一様
総合政策部長 高橋正英様

2009年4月3日

日本共産党栃木県委員会

委員長 木塚 孟
くらし雇用対策本部長 小池一徳
栃木県議会議員 野村節子

職と住まいを失った方々に対する支援策の 拡充・徹底についての緊急申し入れ

昨年来の大企業による大量解雇と景気悪化は県民に多大な苦難を強いています。栃木労働局の発表によると、昨年10月から今年までに職を失ったり失う見通しの非正規労働者は全国で19万人、県内5,459人にもものぼる見込みとのこと。求人倍率は0.53倍と統計開始以来過去最低とのこと。

先月末、「くらしと福祉・教育の充実を求める栃木県民連絡会」が宇都宮市オリオンスクエアで行った「まちなか相談会」には35人の相談者が訪れ、なかには2日間野宿し何も食べておらず入院が必要となった人や、失業保険の給付切れや緊急対策の住居の退出期限が迫っている人など、生活保護が必要な人も含まれていました。一刻も早く雇用崩壊をくい止め、実効ある景気・雇用対策を講じるとともに、職や住居を失った県民に対する支援策を急がなければなりません。

3月18日付けて国・厚生労働省は都道府県などに「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」と題する文書を出し、支援強化を徹底するよう求めたとのこと。ついては、下記の対策を緊急経済対策本部ならびに関係部局において至急講じられますよう申し入れます。

記

1, ホームレス緊急一時宿泊所の設置について

職と住居を失った人を一時宿泊させ、食事など提供するシェルターを設置すること。

2, 生活保護について

「派遣切り」などにあつた生活保護申請者にたいし、市町の窓口で、「年齢が若い」「まだ働ける」など従来の基準で申請を受け付けられないようなことが起きないように福祉事務所による支援と徹底をはかること。

3, 住居の提供について

緊急的に提供された雇用促進住宅などは半年間が入居期限となっているが、

就労できない人には入居期限を延長するよう国に求めること。また雇用促進住宅は入居費が高いため、失業給付額が低い人には県として補助を行うこと。

県営、市営住宅などは空きがなく、入居できる公的住宅が不足している。緊急入居可能な公営住宅をふやすとともに、民間アパート、使われていない寮などを借り上げる等対策を講じること。

4 , 求職支援対策について

職と住居、生活資金等の相談を1カ所で行う「求職支援センター」の立ち上げを急ぐこと。

ジョブ・カフェの日曜日開館を検討すること。そのためのローテーションの職員体制を確保すること。

5 , 県の雇用創出事業について

緊急雇用創出事業について、原則6ヶ月未満の雇用期間を見直し、つぎの雇用先が見つかるまで延長するなど、柔軟に運用すること。

ふるさと雇用再生特別事業について、継続的で安定した雇用を増やす立場で、さらなる雇用の拡大に努めるとともに、民間企業のみならず県や公的な機関での雇用の拡大に努めること。

以上